

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園 整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、寒川町が実施する「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託」において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するための必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託

(2) 内容

業務内容は別紙「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(4) 提案限度額

38, 181, 000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 事業者選定方式

公募型プロポーザル

4. 参加資格

参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和7年度の寒川町入札参加資格登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に

該当しないこと。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第5号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体で直近5年以内に同種及び類似業務（PPP/PFIを用いた官民連携の事業手法に関する外部アドバイザリー業務）に関する契約実績を有すること。
- (10) 共同企業体の場合には、構成員全員が上記（1）～（8）までの全てを満たすこと。
- (11) 上記（8）及び（9）については、契約時に書類を提出すること。
- (12) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者を配置すること。
 なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
- イ) 管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））を有する者とする。
- ロ) 管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。
- ハ) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士を配置できること。

5. 日程

事業者選定に係るスケジュール項目		期日
1	公募開始	令和7年6月5日(木)
2	質問書の受付期限	令和7年6月16日(月) 午後5時まで
3	質問書の回答期限	令和7年6月20日(金)
4	参加申込書の提出期限	令和7年6月27日(金) 午後5時まで
5	参加資格要件確認結果の通知	令和7年7月4日(金)
6	企画提案書等提出期限	令和7年7月11日(金) 午後5時まで
7	選定審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和7年7月下旬 ※予定
8	選定結果通知予定	令和7年7月下旬 ※予定

6. 質問の受付及び回答

本調達に関する質問は、次により電子メールで行うこと。

(1) 提出方法

ア 様式 質問書(様式1)

イ 送信先 寒川町町民部スポーツ課

e-mail : sports@town.samukawa.kanagawa.jp

ウ 件名「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託に関する質問(事業者名)」

(2) 質問期間

令和7年6月16日(月)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年6月20日(金)までに、全参加者からの質問及びその回答をメールで通知する。

7. 参加申込

本調達に参加できる者は上記「4. 参加資格」を満たしているものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 業務実績書(様式3)

ウ 業務実績に係る契約書類の写し

エ 参加資格に関する誓約書(様式4)

(2) 送信先 寒川町町民部スポーツ課

e-mail : sports@town.samukawa.kanagawa.jp

(3) 件名

「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託参加申込書(事業者名)」

(4) 受付期間

令和7年6月27日(金)午後5時まで

(5) 参加資格要件の確認結果の通知

本事業の事務局にて、応募者の備えるべき参加資格要件について審査し、確認結果を令和7年7月4日(金)までに電子メールで通知する。

8. 企画提案の提出要領

(1) 提出書類及び部数

紙媒体：

ア 届出書(様式5) 1部

イ 企画提案書 15 部（本業務における実施方針と実施体制および業務工程表を記載すること）

ウ 価格提案書（様式 6）15 部

エ 価格提案内訳書（様式 7）15 部

電子媒体：上記 1 部

（2）提出場所

寒川町町民部スポーツ課 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 1 6 5

（3）企画提案書等受付期限

令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 5 時まで

（4）提案方法

郵送または持参（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

（5）提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

（6）その他

受付期間後における書類の追加、修正、差替及び再提出は、一切認めない。

（7）企画提案書作成方法

ア 件名 「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託企画提案（事業者名）」

イ 内容 「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

ウ 様式

- ・様式の定めはないが、用紙のサイズは A 4 とする。
- ・会社名やロゴマーク等、応募者を特定できる表記はしないこと。
- ・使用する文字は原則 10.5 ポイント以上とすること。
- ・提案書は Microsoft 社の Word 又は Excel（ともに Ver. 97 から Ver. 2013）により作成してください。
- ・A4 縦長サイズのファイルで綴じ、様式番号ごとにインデックスタイトルを付け、表面及び背表紙に「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務」と記入すること。

エ 特定テーマ

当該業務を行う上で特に留意すべき事項とそれを踏まえた業務方針について、具体的に記載すること。

企画提案書内容

No.	提出書類	様式	備考
1	特定テーマに対する具体的な提案	任意様式	・ A 4 用紙片面 2 枚以内で簡潔に記載すること。 ・ 企画提案書には、別表に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載すること。
2	業務実施体制	任意様式	・ A 4 用紙片面 1 枚以内で簡潔に記載すること。
3	業務工程計画	任意様式	・ 作業項目ごとに実施スケジュールがわかるようにバーチャート等で記載すること ・ A 4 用紙又は折込み A 3 用紙 1 ページに記載すること

9. 審査要領

(1) 評価基準

事業者選定基準による

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 日時 令和 7 年 7 月下旬 ※予定（開催日時は別途通知）

イ 場所 寒川町役場 （神奈川県高座郡寒川町宮山 1 6 5 番地）

ウ その他

- ・ プレゼンテーション・ヒアリングは、1 社につき 3 0 分（説明 2 0 分、質疑 1 0 分）とする。プレゼンテーション・ヒアリングは、応募グループが提案内容に関するプレゼンテーションを行い、審査員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。
- ・ 企画提案書に基づき実施し、それ以外の資料は使用してはならない。
- ・ 本業務に配置されている予定の担当者や責任者となる人物がプレゼンテーションに参加すること。
- ・ 質疑応答及び評価は非公開とする。

1 0 審査員

寒川町特別職、寒川町職員により審査するものとする。

1 1. 事業者の決定方法

本事業における優先交渉権者の選定は、企画提案書及び事業者選定基準に基づき、妥当性及び確実性等を総合的に評価するプロポーザル方式により行う。

応募者が1者の場合でも有効に成立するものとし、当該事業者の企画提案が失格でなければ、当該事業者を第一優先交渉権者とする。

1 2. 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年7月下旬に電子メールで通知する。

1 3. 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 提案価格が提案限度額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 公平な審査を害する行為があった場合
- (6) 暴力団員等(寒川町暴力団排除条例(平成23年寒川町条例第11号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)と認められたとき。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (8) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

1 4. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 審査及び選定結果に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 本募集に参加する者は、優先交渉権者決定後において、本実施要領等の内容における不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提案書については、町以外の第三者への提供は行わないものとする。
- (5) 本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

1 5. 問合せ先

寒川町町民部スポーツ課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

電話0467-74-1111